

令和4年12月27日

八頭町議会
議長 前田 幸己 様

八頭町議会議員政治倫理審査会
委員長 小倉 一博

調査請求に対する意見書

令和4年11月8日付けで本審査会に請求された事件について、審査の結果、下記のとおり決定したので、八頭町議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第8条第1号の規定により提出します。

記

1 審査会の設置

令和4年12月6日

（審査委員） 小倉 一博 安部 寛 小林 英樹
鎌谷 一也 尾島 勲 奥田のぶよ

2 疑義があると認められる者の氏名

灘口 茂郎 議員

3 調査請求の対象となった事由

農地法違反による八頭町議会議員政治倫理条例第4条第1号への抵触

4 審査年月日

第1回 令和4年12月 6日 第2回 令和4年12月21日
第3回 令和4年12月26日

5 審議経過

別紙のとおり

6 審査の結果

この案件の農地の無断転用については、令和4年1月11日付けで提出された調査請求に対する意見書及び、行政からの指導に基づき対応を行っていることが確認された。よって八頭町議会議員政治倫理条例には抵触しないと判断した。

今後も、「有限会社ふかた」の代表取締役として、継続して農地法違反の是正に対応する必要がある。

審査経過

1 第1回審査会

開催日時：令和4年12月6日（水）午後6時～午後7時33分

出席委員：全委員

議長あいさつの後、委員長、副委員長選出により小倉委員が委員長、安部委員が副委員長に就任された。

議長から提出された審査請求書等配布資料の説明後に、審査会を公開にするか非公開にするか協議し、非公開にすることとした。

委員から、農業委員会事務局長の出席及び町長へ関係資料の提出を求めるべきという提案があり、要求することを決定した。

終わりに次回の審査会では対象者の弁明を聞き、その後、農業委員会事務局長への質疑、関係資料の確認を行い、審査することとした。

2 第2回審査会

開催日時：令和4年12月21日（水）午後1時30分～午後2時23分

出席委員：全委員

委員長あいさつの後、対象者の灘口議員及び川西美恵子議員の弁明を聞き、藤田農業委員会事務局長へ質疑を行い、町長から提出された関係資料の確認を行い、慎重審査を行った。

次回の審査会までに意見書のひな形を作ったうえで、それについて協議することとした。

3 第3回審査会

開催日時：令和4年12月26日（月）午前9時00分～午前9時55分

出席委員：全委員

委員長あいさつの後、意見書（案）について、それぞれ慎重審査を行い、意見をとりまとめ、意見書を作成し、議長に提出するよう合意を得た。